

6 展開する施策

6. 1 施策体系

本計画における施策体系は次のとおりとします。

表 6-1-1 施策体系

I 3Rの推進	    		
	1 リデュース・リユースの推進	54	ページ
	2 食品ロスの削減	58	ページ
	3 市町村と連携した3Rの推進	64	ページ
	4 排出事業者における自主的な廃棄物の排出抑制や資源化の取組推進	66	ページ
	5 循環資源等の利活用の推進	67	ページ
	6 効果的なリサイクルの推進(各種リサイクル法の遵守の指導)	69	ページ
	7 環境学習の推進	70	ページ
II 適正処理の推進	   		
	1 排出事業者における適正処理の推進	71	ページ
	2 有害廃棄物の適正処理の推進	72	ページ
	3 再生土の適正利用の推進	73	ページ
	4 環境美化意識の向上と実践活動の推進	73	ページ
	5 海岸漂着物の処理の推進	73	ページ
	6 不法投棄等の監視指導及び支障除去対策の実施	74	ページ
	7 原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応	75	ページ
	8 処理困難物や高齢化社会等への対応	75	ページ
III 適正処理体制の整備	  		
	1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理	77	ページ
	2 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化	78	ページ
	3 産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理	80	ページ
	4 県全体における適正処理体制の整備	80	ページ
	5 施策や制度の実施に関する国への提案・要望	81	ページ
IV 万全な災害廃棄物処理体制の構築			
	1 平時からの備えの強化	82	ページ
	2 発災時の迅速な対応	83	ページ

6. 2 展開する施策

本計画で取り組む施策の具体的な内容は、次のとおりです。



I-1 リデュース・リユースの推進

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築を目指して、市町村等と連携を図りながら、3R（リデュース・リユース・リサイクル）のうち、2R（リデュース・リユース）を重点的に推進し、それぞれのライフスタイルに合わせた取組を進めるための普及啓発を推進します。

《主な取組》

○ ちばエコスタイルの推進【循環型社会推進課】

ごみを減らすために身の回りでできることを実践する「ちばエコスタイル」を推進します。

また、「環境月間」や「3R推進月間」などの機会をとらえ、各種イベントや広報媒体を通じた普及啓発を行い、認知度の向上に取り組みます。

○ プラスチックごみの削減【循環型社会推進課】

プラスチック製買物袋（レジ袋）の過剰な使用を抑制し、マイバッグの持参等を促進する「ちばレジ袋削減エコスタイル」を展開し、この取組に賛同する県民を「ちばレジエコサポーター」として登録することで、県民のプラスチックごみの削減に対する意識の向上に努めます。

また、飲食店等の協力を得ながら、紙コップやペットボトルなどの使い捨て容器に替えて、水筒やタンブラー等の利用を促進する「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」を展開し、事業者等と連携したワンウェイプラスチック等の使い捨て製品の使用削減に努めます。

○ リユース関連情報の収集及び提供【循環型社会推進課】

市町村が実施しているリユースの推進に向けた取組等の情報を収集し、先行事例として市町村へ情報提供をするとともに、ホームページに掲載し県民等へも情報の提供を行います。

○ 表彰の実施【循環型社会推進課】

3Rの推進や廃棄物の適正処理に関する活動を通じて循環型社会の構築に功労のあった個人、団体等を表彰し、県民や事業者等の循環型社会への構築に向けた意識をさらに高めていきます。

○ 九都県市における3Rの普及促進【循環型社会推進課】

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）廃棄物問題検討委員会において、食品ロスの削減をテーマとしたリーフレット作成等の3Rの普及啓発を実施していきます。

～コラム～

《ちばエコスタイル》

～ごみを減らすために、身の回りのできることを実践するライフスタイル～

ちばレジ袋削減エコスタイル

買い物の際にマイバッグを持参するなど、レジ袋をできるだけもらわず、ごみになる量を減らす取組を推進し、ものを大切にするライフスタイルへの転換を目指します。

県では、小売事業者と連携した「ちばレジエコキャンペーン」やレジ袋の削減の取組を行い、協力してくれる県民を「ちばレジエコサポーター」として登録の募集を行っています。

（令和元年度末現在の登録者数：37,953名）



名前：モラワン

CHIBA レジEco Style

ちば食べきりエコスタイル

家庭での食事の際や、レストランや宴会での食事の際に「食べきり」をすすめていくことで、食品ロスをできるだけ減らしていくための取組です。

ホームページ等で、買い物の時、料理をする時、食材の正しい保存などの注意点や事例を紹介しています。

また、「ちば食べエコ協力店登録制度」では、小盛りメニューの設定や食べきりの呼びかけ等、取組を実践する事業者を“ちば食べエコ協力店”として登録し、県民等へ周知することにより、意識啓発・取組の推進を図っています。



名前：ノコサース

ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル

県は、使い捨て容器に替わり、繰り返し使える水筒や飲料ボトル等の利用を促進するため、「ちばマイボトル・マイカップ協力事業者」を募集し、登録店や給水スポットの情報を、県ホームページ等で紹介しています。マイボトル・マイカップが利用できる店舗や施設では、県の配布するステッカーを掲示していただき、県と事業者が協力してマイボトル等の利用を推進しています。



～コラム～

《プラスチック製買物袋の有料化がスタート》

プラスチックは、成形しやすさや丈夫さ等の利便性が良いことから、日常の様々な製品に使われています。一方で、廃棄物や資源の制約、海洋プラスチックごみなどの問題もあり、プラスチックの過剰な使用を抑制していく必要があります。

こうした状況から、令和2年7月に、プラスチック製買物袋の有料化が始まりました。なお、環境性能が認められる、厚さ50 μ m以上のものや生分解性プラ、バイオマス素材（配合率25%以上）の買物袋等は対象外となっています。このような環境負荷のより少ない包装等への転換が推進されています。



《子ども服リユース事業「おさがりマルシェ」の開催（印西市）》

印西市では、不用品のリユース及び子育て世帯の経済的負担の軽減を目的として、市内在住の子育て世代を対象とした、子ども服のリユース事業「おさがりマルシェ」を平成29年度から年2回実施しています。市民から提供いただいた子ども服を、市で点検後、必要としている市民に無償で提供しています。



《リユースの促進（市川市）》

市川市では、市内及び近郊のリユースショップの情報を記載したリーフレットを作成し、市ホームページでも公開しています。「付属品・説明書をつける」、「自宅に眠らせない」といった活用のポイントや注意点も紹介しながら、リユースショップの活用促進を進めています。

また、市内の一部の施設では、不用品譲渡の情報提供コーナー「ゆずりますコーナー」を設置しています。

～コラム～

《レジ袋の代わりにごみ袋を活用（千葉市、山武市）》

～レジ袋削減に向けた実証実験～

海洋プラスチックごみや地球温暖化などの環境問題に対し、国内外で様々な対策や取組が進んでいます。

千葉市、山武市では、プラスチックごみを削減する取組として、スーパーなどのレジ袋の代わりに使うことができる指定可燃ごみ袋を販売（ばら売り）し、持ち帰り後はごみ袋として活用する実証実験が行われました。

実証実験を踏まえ、今後の本格的な実施が期待されます。

千葉市の取組（概要）

実証実験期間①：令和2年3月2日～11月30日

袋の大きさ：10L

販売価格：8円/枚

実施店舗：3店舗（市内ミニストップ店舗）

実証実験期間②：令和2年6月1日～11月30日

袋の大きさ：5L、10L、20L、30L、45L

販売価格：[5L]4円/枚、[10L]8円/枚、[20L]16円/枚、
[30L]24円/枚、[45L]36円/枚

対象地域：市内全域

実施店舗：7店舗（イオン系列店舗）



ちらし（千葉市）

山武市の取組（概要）

実証実験期間：令和2年10月12日～12月31日

袋の大きさ：22L（山武郡市環境衛生組合指定可燃ごみ収集袋）

販売価格：30円/枚

対象地域：山武市（山武地域・松尾地域・
蓮沼地域）、横芝光町（横芝地
域）、芝山町全域

実施店舗：2店舗（セイミヤ松尾店、ランド
ルームフードマーケット山武店）



ちらし（山武市）

1-2 食品ロスの削減

食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、都道府県知事は、国が定める基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めることとされています。

食品ロスの削減については、廃棄物の排出抑制や再資源化の観点から、廃棄物処理法との関連性が高いことから、本計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付け、施策を推進していくこととします。

我が国では、まだ食べることのできる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄されており、国内の食品ロス量は年間 612 万トン（平成 29 年度推計）に及びます。

食品ロスの削減のためには、消費者、事業者（生産者、製造者、販売業者等）、行政等の多様な主体がそれぞれの役割を果たしつつ、お互いに連携・協働して取り組むことが重要です。また、食品ロス削減の必要性を認識し、「理解」するだけにとどまらず、具体的な「行動」に移すことを促す運動を展開していく必要があります。

国の基本方針では、食品ロス量を半減させる目標の達成を目指し総合的に取組を推進することとしています。このため、県においても、各主体の相互連携体制を構築するとともに、地域の実情に応じた効果的な普及・啓発等を展開することにより、食品ロス量が継続的に削減されるよう取組を進めていきます。

《主な取組》

○ 「ちば食べきりエコスタイル」の展開【循環型社会推進課】

家庭での食事や外食時に発生する食品ロスの削減を促進する「ちば食べきりエコスタイル」の普及啓発を引き続き展開していきます。

また、食品ロスの削減に積極的に取り組む団体を「ちば食べエコ協力店」として登録し、事業者等と連携した普及啓発等を今後も実施していきます。

○ 教育・学習の振興、普及啓発等【循環型社会推進課、安全農業推進課ほか】

教育機関、市町村等と連携し、千葉県食育推進計画に基づき食育を推進する中で、幼児期から食べ残しを減らす意識や食べ物を大切にする気持ちを育てます。

また、消費者、事業者、市町村等と連携し、各種イベントや広報媒体を通じて食品ロス削減についての理解と関心を深めるための普及啓発を実施します。

○ 食品関連事業者等における取組の支援【循環型社会推進課、農林水産部関係課ほか】

「ちば食べエコ協力店」への登録を引き続き促進し、「小盛メニューの導入」、「持ち帰り希望者への対応」など、食品ロス削減に向けた事業者の取組・情報を県ホームページ、SNS等で紹介することで、事業者の積極的な取組を支援していきます。

飲食店や小売店、製造業者といった食品関連事業者等が取り組む食品ロス削減の取組についてのセミナーや意見交換会等を開催し、事業者相互の交流の場を設け、効果的な取組方法について情報共有するとともに、行政と食品関連事業者等が連携した消費者への普及啓発を実施します。

○ 食品ロスの発生実態や取組状況の把握【循環型社会推進課、農林水産部関係課ほか】

食品ロスの発生実態について、家庭における食品ロスの発生状況の把握に努めるとともに、事業者へのヒアリング等を行い、県内の課題を明らかにして、効果的な取組の検討・推進につなげます。

また、食品ロスの効果的な削減方法や実態把握の方法等に関する情報収集、調査・研究を行い、事業者、消費者等との意見交換、情報共有を行います。

○ 情報の収集及び提供【循環型社会推進課ほか】

食品ロスの削減に係る国の動向、事業者の取組等について情報を収集し、ホームページ等により県民や事業者、市町村への情報提供を行います。さらに、SNSを活用して消費者や事業者等と双方向のコミュニケーションを図りながら、幅広い世代に向けた効果的な情報収集及び提供を行います。

○ 未利用食品の有効活用や再生利用の推進

【循環型社会推進課、農林水産部関係課、防災危機管理部危機管理課ほか】

未利用食品を有効活用するため、県民に対してフードバンク活動への理解を促進するとともに、事業者・消費者・行政等とフードバンク活動団体との効果的な連携方法等について検討し、取り組んでいきます。

また、規格外や未・低利用を含む農林水産物の加工・販売等を促進するほか、災害時用備蓄食料について、賞味期限切れとなる前に防災イベント等で配布するなど活用を図ります。

食品ロスの削減に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物について、再生利用を検討します。

○ 各主体の相互連携の推進【循環型社会推進課、農林水産部関係課ほか】

食品ロスの削減に向け、消費者・事業者・関係団体・行政等が情報共有・意見交換しながら、相互に連携し、効果的な取組を検討・実施していきます。

～コラム～

《九都県市における食品ロスの普及促進》

九都県市では、3Rの普及促進キャンペーンの取組の一つとして、食品ロス削減をテーマとしたリーフレットや動画を作成し、県民の意識啓発を図っております。

動画掲載ページURL：

<https://www.re-square.jp/eco/foodloss/>



～コラム～

《食品ロス削減に関するInstagram》

県では、「ちば食べきりエコスタイル」を推進しています。食品ロスの削減に向け、食材の使い切りや食べきり等の行動を推進するため、Instagramを開設しています。

Instagramでは、食品ロスの削減に向けて、基本的な情報や食品ロス削減の実践の呼びかけ、「ちば食べエコ協力店」の取組の紹介等を定期的に配信します。

また、県民や事業者等からの取組等の投稿を募集するなど、相互のコミュニケーションを図り、取組を推進しています。



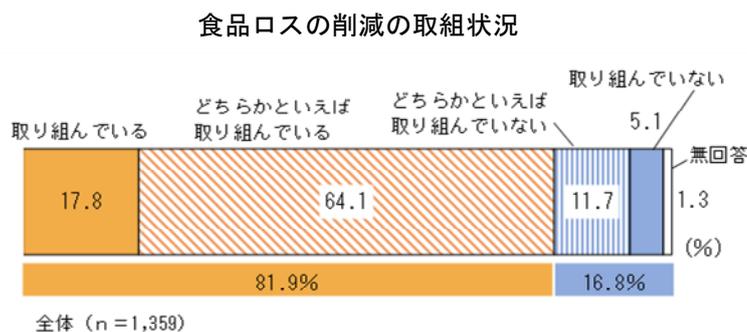
アカウント名：ノコサーヌ (@nokosa_nu.chiba)



～コラム～

《食品ロスに関する世論調査の結果》

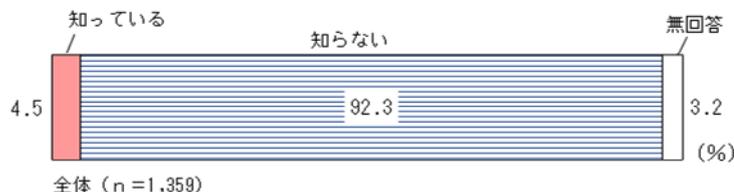
令和元年度に実施した第59回県政に関する世論調査では、食品ロスの削減の取組状況は、「取り組んでいる」17.8%、「どちらかといえば取り組んでいる」64.1%となり、合計で8割を超える結果となりました。



一方で、県が食べ残し削減に向けて推進している「ちば食べきりエコスタイル」の認知度は、「知っている」4.5%に対し、「知らない」92.3%となりました。

食品ロスの削減を促進するため、普及啓発を引き続き展開していきます。

「ちば食べきりエコスタイル」の認知度



※世論調査の詳細は、資料編に記載しております。

《食品ロスの現状》

日本は食料を輸入に大きく依存しており、食料自給率（カロリーベース）は38%に留まっています。また、子どもの7人に1人は貧困状態にあり依然として高い水準となっています。

一方で、近年の食品ロス（本来食べられるのに捨てられている食品）量は、国民一人当たり約50kg/年で推移しており、削減できていません。

食品ロスは、約半分が家庭から発生しており、店舗等での売れ残りや返品、飲食店での食べ残しといった事業系食品廃棄物の削減だけでなく、家庭での取組が不可欠です。



～コラム～

《千葉県における食品ロス量の推計》

国においては、農林水産省が事業系食品ロス量を、環境省が家庭系食品ロス量を、それぞれ推計しています。自治体における食品ロス量の把握については、統一的な方法が確立されていない状況ですが、国の推計した食品ロス率等を用いて県における食品ロス量を試算すると、年間約 30 万トン（平成 29 年度）の食品ロスが発生していると推計されます。

食品ロスの発生状況（推計）

単位：万トン

	全国			千葉県		
	事業系	家庭系	合計	事業系	家庭系	合計
平成28年度	352	291	643	16.2	14.3	30.5
平成29年度	328	284	612	15.4	14.3	29.7

《消費期限と賞味期限の違いを理解して、食品ロスの削減につなげましょう》

消費期限

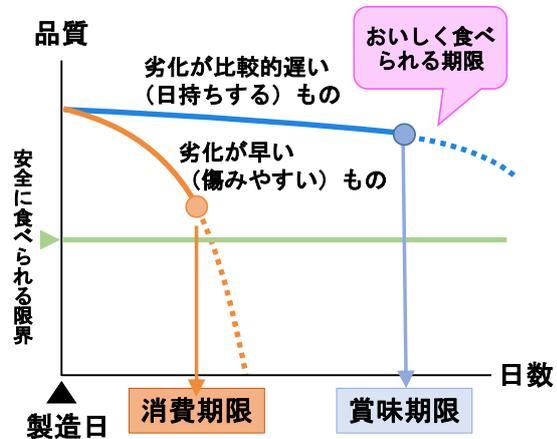
この期限を過ぎると食べない方がよい期限です。年月日で表示され、傷みやすいお弁当やサンドイッチ、生めん等に記載されます。

賞味期限

おいしく食べることができる期限で、この期限を過ぎると食べられないということではありません。

3ヵ月を超えるものは「年月」、3ヵ月以内のものは「年月日」で表示されます。日持ちのする、スナック菓子やカップ麺、缶詰等に記載されます。

消費期限と賞味期限のイメージ



～コラム～

《食材の使い切り・料理の食べきりを進めよう》

野菜丸ごと1個や大容量の商品など、一度では使い切れない食材は、そのまま使うことなく傷んだり、冷蔵庫で保管する間に消費期限切れを迎え、廃棄してしまうことがあります。

正しい保存方法を知り、食材を長持ちさせることや、食材の使い切りレシピや余った料理のリメイクレシピを活用することで、食材の廃棄や食べ残しをなくし、食品ロスを減らすことができます。

【家庭でできる取組】

- ・使う分だけ購入する
- ・食材に合った保存方法を知る
- ・作りすぎない工夫
- ・冷蔵庫の整理整頓
- ・リメイクレシピの活用

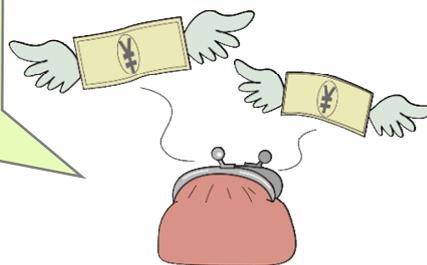


《使い切り・食べきりは家計にも優しい取組です》

日本では、年間約612万トン（平成29年度国推計）の食品ロスが発生しており、国民一人当たりでは約50kg/年。毎日お茶碗1杯分（132g）の食べ物が捨てられていることとなります。

家庭における食材の使い切りや食べきりを実践することは、食品ロスの削減だけでなく、無駄な出費を減らすことができる、家計にも優しい取組です。

例えば、お茶碗1杯分（132g）の食品ロスを減らすことは、約5,000円/月の節約になります。
※コンビニエンスストアのおにぎり（110g、1個130円）で金額換算。



1-3 市町村と連携した3Rの推進

一般廃棄物の減量化や資源化をさらに進めていくためには、県と市町村とで連携した取組が必要です。ごみ処理有料化や分別収集の促進等、地域住民の理解が不可欠な取組を進めるためには、他自治体の先行事例等を参考にすることも有効なことから、県は各種情報の収集等を行い、研修会等の機会を通じ市町村へ情報提供や助言等を行います。

また、現在、国において、プラスチック資源循環戦略に基づき、家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル等について検討がされており、今後の市町村の処理体制等に影響を及ぼすことも考えられることから、国の動向を注視しながら、必要な検討等を行います。

《主な取組》

○ ごみ処理有料化の促進【循環型社会推進課】

ごみの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び費用面からの廃棄物排出に係る意識改革を進めるため、市町村を対象とした廃棄物対策清掃事業研修会を開催し、先進的な取組の情報提供や助言を行い、排出抑制の経済的インセンティブを活用した、ごみ処理の有料化を支援します。

○ 分別排出の徹底【循環型社会推進課】

ごみを削減するため、県民に向けて分別排出の必要性やメリット（ごみ処理費用の軽減、自治会等の回収による地域への還元）を周知するとともに、市町村の分別に関する情報を県ホームページで公開し、分別の意識高揚を図ります。

近年、外国人居住者が増えている地域も多く、多言語に対応した分別パンフレットの配布等を行っている市町村もあります。今後も外国人居住者の増加が見込まれるため、分別ルール の伝達方法等について市町村と課題を共有しながら効果的な方法を検討します。

○ 分別収集の促進【循環型社会推進課】

可燃ごみの中に含まれている容器包装廃棄物や紙類等の資源ごみの分別収集を促進するため、「千葉県分別収集促進計画」に基づき、市町村等に対し情報提供を行うなど、市町村等の分別収集促進に向けた活動を支援します。

また、国においては、プラスチックの「一括回収」が検討されるなど、今後の制度改正等によっては市町村等の処理体制に影響を及ぼす可能性があることから、国の動向を注視しながら、必要な検討等を行います。

さらに、容器包装リサイクル制度の円滑な運用を図るため、分別収集・選別保管に要する費用、再商品化費用に係る市町村負担分のあり方など、制度の改善等について市町村と連携して国へ要望・提言を行います。

○ 事業系一般廃棄物の削減対策の促進【循環型社会推進課】

ごみの約3割を占める事業系一般廃棄物について、排出実態等の調査を進めるとともに、市町村が効果的に削減対策に取り組むための「事業系一般廃棄物の削減対策指導ガイドライン」（平成28年3月）を活用し、市町村との連携を図ります。

また、県内市町村における、多量排出事業者への指導の取組（減量・資源化計画の作成指導、立入検査、優良事業者のホームページへの掲載等）の先進的な取組の情報提供を行います。

さらに、千葉県環境衛生促進協議会の意見交換会において、事業系一般廃棄物の削減対策の協議、情報提供等を行います。

○ 市町村との意見交換会・研修会の実施【循環型社会推進課】

一般廃棄物の処理に当たって先進事例などの情報を共有し、今後の施策の検討に反映するため、市町村との意見交換会や廃棄物処理に関する法令等に関する研修会を開催します。

～コラム～

《剪定枝等の再資源化事業（千葉市）》

千葉市では、平成 29 年度から家庭から発生する剪定枝等（木の枝・刈り草・葉）の資源化事業を開始しています。月 2 回の収集日にごみステーションに出されたものを収集し、民間事業者による中間処理（破碎）後、発電やボイラーの燃料チップや敷料などに利用されています。令和元年度の収集量は 5,837 トンと、焼却ごみの削減及び再資源化に効果を発揮しています。



《雑がみりサイクル袋の作成・配布（印西市）》

印西市では、雑がみの分別の普及に向けた手法として「雑がみりサイクル袋」の作成・配布を実施しています。作成を、千葉県立湖北特別支援学校に依頼し、出前講座や環境フェスタ、市役所ロビーなどで配布しています。市のホームページにも作り方を掲載しており、雑がみの分別収集へ向けた取組を進めています。



～コラム～

《市ごみ指定袋への広告の掲載（館山市）》

館山市では、財源確保の一環として、平成 29 年度から市のごみ指定袋に広告を掲載しています。ごみ指定袋は、買う時、使う時、ごみ出し等で目にする機会も多いため、広告による PR、イメージアップ効果が期待できます。



I-4 排出事業者における自主的な廃棄物の排出抑制や資源化の取組促進

事業者は、『もの』の製造、流通、販売などの事業活動に伴い排出される廃棄物について、社会的責任を果たす上から、廃棄物の排出抑制・資源化及び適正処理に取り組むことが求められています。

廃棄物の排出事業者が処理責任を適切に果たし、廃棄物の排出抑制や資源化に向けて自主的に取り組めるよう、関係部局と連携して啓発や指導を行います。

《主な取組》

○ 多量排出事業者による排出抑制等に関する指導の実施

【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

多量排出事業者に対して、廃棄物処理法に基づいて提出される産業廃棄物処理計画、処理実施状況報告等について、県ホームページでの情報公開を行い、事業者による自主的な廃棄物の減量化、再資源化を促します。

また、処理計画の提出時や立入検査時等には、事業者自らが産業廃棄物の減量等に関する情報を積極的に公表することを促進するとともに、廃棄物の排出抑制や循環的な利用に関する指導を行います。

○ 中小排出事業者に対する排出抑制・減量化に向けた普及啓発の実施

【環境政策課、循環型社会推進課、廃棄物指導課】

中小排出事業者に対するごみの排出抑制・減量化に向けた取組として、ISO14001 の認証の取得に向けたセミナーの後援、エコアクション 21 への取組を推奨し、中小排出事業者における廃棄物の排出抑制・減量化、資源化に対する意識の向上と法令の遵守を推進します。

また、業界団体等の講習会や県ホームページ等での情報の提供、排出事業者への立入調査を行います。

○ 排出事業者による適正な委託処理の確保【廃棄物指導課】

関係部局と連携し、排出事業者に対して立入検査等を行い、廃棄物の適正な処理委託やリサイクルに必要な委託費用の負担等の指導を行うとともに、排出事業者団体等の講習会

において普及啓発を行います。

1-5 循環資源等の利活用の促進

環境への負荷の低減を図りながら、廃棄物が適正に再生利用され、かつ、円滑に循環・利用されていくためには、廃棄物を積極的に循環利用する『循環産業』の果たす役割は非常に大きく、その活性化は安定的な適正処理の確保に加え、経済の活性化にもつながります。

また、循環型社会への転換を進めるためには、リサイクル製品の品質向上や市場ニーズを踏まえた製品開発のほか、適正なリサイクル製品が継続して利用される環境を整えることが必要です。

先進的なリサイクル技術の情報の収集・普及促進などを通じて、『循環産業』の活性化を図るとともに、関係団体や市町村などと連携を図りながら、リサイクル製品の公共工事での利用など、循環資源がより一層利用されるような取組を推進します。

《主な取組》

○ グリーン購入の推進【環境政策課】

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷が少ないものを購入する「グリーン購入」を普及促進し、毎年度定める「環境配慮物品調達方針」に基づき県自ら率先して実行します。

○ 溶融スラグの利用の促進【技術管理課、循環型社会推進課】

県や市町村の公共工事において、一般廃棄物の処理過程で生成される溶融スラグの利用を促進するなど、溶融スラグの利用先の確保に努めます。

○ 建設副産物に係る再生利用等の促進【技術管理課】

国土交通省が策定した建設リサイクル推進計画に則り、再生資材の利用事例の収集、情報の周知を図るとともに、建設副産物の再生資材の利用促進を図ります。

○ 下水汚泥等の資源化利用の推進【下水道課、企業局】

下水汚泥について、建設資材の原料等としての有効利用を推進するとともに、固形燃料化や消化ガス発電など未利用エネルギーの具体的な活用方法を検討します。

また、上水道・工業用水道の浄水発生土については、千葉県営水道事業中期経営計画等に基づき、セメント原料・軽量骨材原料としての資源化利用等を推進します。

○ 畜産廃棄物の活用方法の検討【畜産課】

動物のふん尿等の畜産廃棄物について、環境への負荷の低減に努めながら、畜産廃棄物の処理における副産物の抽出、燃料（エネルギー）利用等への取組を推進します。

○ 農業用廃プラスチックの適正処理の推進【生産振興課】

千葉県農業用廃プラスチック対策協議会等と連携し、適正排出の啓発指導を行い、

6 展開する施策

農業用廃プラスチックの適正処理を推進します。

○ 民間施設活用の促進【循環型社会推進課】

市町村におけるプラスチック等の資源化を進めるため、市町村が民間事業者を活用できるように、資源化施設を有する民間事業者の情報提供を行い、民間事業者とのマッチングを支援していきます。

○ 循環産業の構築に向けた関係団体との連携の強化【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

排出事業者と先進的なリサイクル技術を有する処理業者や、エコタウン事業者と排出事業者、リサイクル製品利用者等とのマッチングを関係団体と連携して実施します。

特に、プラスチック資源の分別・再生利用が進むように、プラスチックの排出事業者やリサイクル業者、リサイクル製品を利用する事業者のマッチングを支援していきます。

また、関係団体等が実施する研修会への講師派遣など、リサイクルの促進に向け、関係団体と連携した取組を実施します。

○ 廃プラスチックのリサイクル技術等の情報提供【循環型社会推進課】

産業と技術革新の基盤づくりについては、SDGsのゴールの一つとされています。国においてはプラスチック資源循環戦略に基づき、高度なマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを含めたプラスチック資源のリサイクル技術の開発等に向けた支援を検討していることから、各種情報を収集し、リサイクル業者等に対し情報提供を行います。

○ バイオマス資源の活用の推進【循環型社会推進課】

県内に豊富に存在している家畜排せつ物、食品廃棄物、林地残材等の様々なバイオマス資源を有効活用するため、千葉県バイオマス活用推進計画に基づいて、バイオマス資源の活用に必要な基盤の整備等を推進していきます。

また、研修会の開催やイベント等への出展により、バイオマス発電設備の導入やバイオマスプラスチックのマテリアル利用などの、バイオマス利活用に関する普及啓発を行い、県民の意識の醸成や事業者間の技術交流の促進を図ります。

～コラム～

《生ごみの堆肥化（栄町）》

栄町では、家庭から排出される生ごみの堆肥化モデル事業を実施しています。令和2年度は、レジ袋などのビニール袋に入れた生ごみを、民間事業者が回収し、剪定枝や草をチップ化して混ぜ、熟成させて堆肥を作っています。堆肥は、町内の無人販売所での販売のほか、協力団体、町民に無償配布されています。



1-6 効果的なリサイクルの推進（各種リサイクル法の遵守の指導）

容器包装リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、食品リサイクル法といった各種リサイクル法への対応について、県民や事業者への積極的な取組や理解を促すとともに、県内のリサイクル状況の把握に努めます。

また、各種リサイクル法に基づく指導を徹底し、リサイクルの促進を図ります。

《主な取組》

○ 容器包装リサイクル法【循環型社会推進課】

家庭からの分別排出、市町村の分別収集、事業者によるリサイクルが円滑に行われるよう啓発を行い、それぞれの取組を推進するとともに、分別収集報告をとりまとめ、国への報告を行います。

なお、容器包装以外のプラスチックを含めた一括回収については、国の動向等を踏まえ、効率的なリサイクルの推進に向けて市町村と連携するとともに、必要に応じて国へ要望・提言を行います。

○ 家電リサイクル法【循環型社会推進課】

一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）について、市町村での実施状況の把握、適正排出・資源としての有効利用を推進します。消費者である県民や事業者へ適正排出の啓発を行うとともに、不法投棄の防止への関連部門や関係団体、市町村との連携、情報の共有を図ります。

○ 小型家電リサイクル法【循環型社会推進課】

携帯電話をはじめとする小型家電については、有用金属の活用とともに有害物質の適正処理の観点からも適切に回収し、処理・再資源化することが求められています。使用済小型電子機器等の回収については、県民への情報提供や市町村に対し先進事例などの情報提供や助言を行うことにより、回収体制の構築・維持を支援します。

○ 建設リサイクル法【技術管理課】

「千葉県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する指針」に基づき、「千葉県建設リサイクル実施要領」を制定し、適切な分別解体等や再資源化を推進しています。

法令違反の未然防止や分別解体等の適正な実施を確保するため、届出済みシールの交付、事業者を対象に建設リサイクル法及び建設副産物対策について周知する「出前説明会」、建設部局等による現場パトロールの実施、指導のほか、関係者間における情報共有を図るための担当者会議を実施し、法令等の迅速な情報伝達、取組の実効性の確保を図ります。

○ 自動車リサイクル法【廃棄物指導課】

自動車リサイクル法に基づく登録・許可業者は、使用済自動車の再資源化等を適正かつ

6 展開する施策

円滑に実施することが義務付けられていることから、立入検査の実施等により登録・許可業者に対する指導を徹底し、使用済自動車のリサイクルの推進を図ります。

○ 食品リサイクル法【安全農業推進課】

食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画の認定については、国で実施しており、県内では19件（令和2年10月現在）が認定されています。

1-7 環境学習の推進

県民一人ひとりが、地域の環境や資源循環に関心を持ち、自発的にごみの排出抑制や分別排出など3Rに取り組んでいくよう、多様な学習機会の提供を進めます。

《主な取組》

○ 3Rの推進に関する多様な学習機会の提供【循環型社会推進課】

学生や活動団体、市町村等と連携し、3Rの推進に関するイベントの開催、学校や地域等で行う環境学習の場への講師派遣、環境月間ポスターコンクールの実施等、多様な学習機会の提供に努めるとともに、県ホームページやSNSの活用等、時代のニーズに合わせた柔軟な手法での学習機会の充実を図ります。

II 適正処理の推進



II-1 排出事業者における適正処理の促進

排出事業者が処理責任を適切に果たすためには、数多い産業廃棄物処理業者の中から、廃棄物の種類や処理方法等に応じて、適切に処理できる業者を選ぶとともに、遵法性や事業の透明性が高く信頼できる業者を選定していく必要があります。

また、排出事業者は、自らが排出した廃棄物について、リサイクルや最終処分までの一連の流れが適正に行われたことを把握しなければなりません。

そのため、排出事業者が処理責任を果たせるよう、優良な産業廃棄物処理業者の育成や必要な情報の提供等に努めます。

《主な取組》

○ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の電子化の普及促進【廃棄物指導課】

電子マニフェスト制度は、不適正処理の防止や原因者の特定の迅速化につながるなど、産業廃棄物の適正処理を進める上で効果的な制度であり、事業者にとっても情報管理の合理化や業務の簡素化に役立つことから、各事業者に対し関係団体と連携して情報提供等を行うなど、同制度の普及促進に努めます。

また、平成 29 年度の廃棄物処理法の改正により、特別管理産業廃棄物多量排出事業者の特別管理産業廃棄物の処理における電子マニフェストの使用が義務付けられていることから、対象事業者への電子マニフェストの導入指導を徹底します。

○ 優良産廃処理業者認定制度の活用【廃棄物指導課】

排出事業者が優良で信頼できる処理業者を選定できるようにするため、優良産廃処理業者認定制度（平成 23 年 4 月運用開始）を活用し、処理業者の育成に努めます。

排出事業者による処理業者の選定に寄与するため、自主的な情報公開に向けた事業者への指導や優良産廃処理業者に関する情報の公表を行います。

○ 建設廃棄物の発生から処分までの一元的管理の推進

【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

建設廃棄物は、建設リサイクル法の施行により再生利用率が向上したものの、依然として不法投棄される事例が見受けられ、適正処理の徹底を進める必要があります。

資源の有効利用や不適正処理の未然防止を図るため、発生から処分までを一元的に把握する仕組みづくり等について検討を進めるとともに、建設リサイクル法と廃棄物処理法との連携について、必要に応じて国等への働きかけを行います。

II-2 有害廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物、アスベスト廃棄物、感染性廃棄物、水銀廃棄物等の有害廃棄物は、不法投棄や不適正処理が行われた場合に、生活環境や人体への深刻な影響が懸念されることから、特に適正な処理が求められます。有害廃棄物の適正な処理が確保されるよう、排出事業者及び処理業者に対して必要な指導や情報の提供を行います。

なお、PCB廃棄物については、PCB特別措置法により定められた高濃度PCB廃棄物の期限内の適正処理に向けて、PCB廃棄物の保管事業者に対する処分指導を徹底します。

《主な取組》

○ PCB廃棄物の適正処理の推進【廃棄物指導課】

国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」及び「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づく、未把握のPCB廃棄物等を把握するための掘り起こし調査及びフォローアップ調査を令和3年度末までに完了させます。

把握したPCB廃棄物については、処分期間内の適正処分完了のため、保管事業者への立入検査等による届出及び処分指導を徹底します。

PCB廃棄物の期限内処分に関しては、PCB廃棄物に対する事業者の認知・理解に加え、事業者の負担感を軽減させることも重要であることから、国において効果的な広報活動及び事業者の処分費やPCB不使用機器への更新費用に対する更なる負担軽減策等を講じるよう引き続き要望するとともに、近隣自治体と連携して周知・啓発を行います。

○ アスベスト廃棄物の適正処理の推進【廃棄物指導課】

アスベスト廃棄物の適正な処理を徹底するため、大気汚染防止法や石綿障害予防規則等を所管する関係機関や関係団体との連携を図りながら、事業者に対し必要な情報の提供を行うとともに、指導を徹底します。

また、アスベストが使用されていることが多い古い建築物が、2028年頃に解体のピークを迎えるとされており、今後、アスベスト廃棄物の発生量の増加が見込まれることから、アスベスト廃棄物を処理する無害化認定事業者を増やす等の適正処理体制の確保について、引き続き国に要望していきます。

○ 感染性廃棄物等の適正処理の推進【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

感染性廃棄物については、関係団体との連携を図りながら、排出事業者に対し立入調査を行い必要な指導を行うなど、その適正な処理を促進します。

また、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症への対応として、国が策定した「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」や「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等により、感染性廃棄物等について、排出事業者及び処理業者に対し適正な処理や取扱いを指導するほか、市町村等に対しても必要な情報の提供等を行います。

さらに、感染症発生時においても、事業者等との連携により、安定的な適正処理の継続を推進します。

○ 水銀廃棄物の適正処理の推進【廃棄物指導課、循環型社会推進課】

水銀使用廃製品の適正処理について、関係団体が実施する研修会へ講師の派遣、県ホームページ等を通じた周知徹底や指導を行うとともに、市町村や事業者団体等と連携して水銀使用廃製品の適正な回収を促進します。

II-3 再生土の適正利用の推進

県内においては、建設汚泥等の産業廃棄物をリサイクルして土地造成用の資材とした再生土による埋立てが広く行われています。県では、再生土の埋立てによる周辺的生活環境への影響を防止し、適正な埋立ての確保を図るため、「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」（以下「再生土条例」という。）を制定し、平成31年4月に施行したところです。

《主な取組》

○ 再生土条例の適正な運用【廃棄物指導課】

再生土条例で新たに設けられた再生土の崩落等の防止措置及び環境影響の防止措置の基準を遵守させるため、届出書の審査及び県職員立会いによる定期検査に加えて、監視パトロールと立入検査を随時実施します。また、不適正な埋立て事案に対しては、条例及び廃棄物処理法に基づいて厳正に対処することにより、再生土の適正な利用を推進していきます。

II-4 環境美化意識の向上と実践活動の推進

ごみの散乱は景観を損ねるだけでなく、腐敗や悪臭などにより生活環境に支障を及ぼすおそれもあることから、未然に防止することが重要です。

市町村等の関係機関・団体と連携を図りながら、環境美化に関する情報を積極的に提供する等、環境美化意識の向上を推進します。

《主な取組》

○ ごみの散乱等の防止対策の促進【循環型社会推進課】

市町村等関係機関・団体と一体となり、環境美化意識の向上のため、環境月間における取組を推進するとともに、市町村のポイ捨て防止に向けた取組状況について、県ホームページを通して「ポイ捨て防止条例」の制定状況等の情報提供を行うなど、普及啓発に取り組みます。

空き缶やタバコの吸殻等の投げ捨てるを禁止する「ポイ捨て防止条例」は、多くの市町村で制定されており、こうした取組が促進されるよう、未制定市町村に対し、必要に応じて情報の提供や助言を行います。

II-5 海岸漂着物の処理の推進

海岸の良好な景観や多様な生物の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等の総合的な海岸環境を図るためには、海岸等に漂着した流竹木やプラスチック等のごみについて、適正かつ円滑に処理する必要があります。

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」及び同法を踏まえた「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づき、県・海岸管理者等・市町村・民間団体等が相互に連携・協力し、海岸漂着物の回収・処理と合わせて、効果的な発生抑制対策を推進します。

《主な取組》

○ 海岸漂着物の回収・処理の推進【循環型社会推進課、漁港課、河川環境課、港湾課】

平成 23 年 2 月に策定（令和 2 年 12 月改定）した千葉県海岸漂着物対策地域計画に基づき、県・海岸管理者等・市町村・民間団体等が相互に連携・協力し、海岸漂着物の円滑な回収・処理を行います。

特に、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域において、海岸漂着物の円滑な回収・処理を行います。

○ 海岸漂着物の発生抑制対策の推進【循環型社会推進課】

海岸漂着物は、山、川、海へとつながる水の流れによる流下物が主であることから、海岸を有する地域のみならず、すべての県民に、3Rの推進、海洋プラスチックごみ問題、生活系ごみや事業系ごみの不法投棄・ポイ捨て防止等について普及啓発を行うなど、海岸漂着物の発生抑制対策を推進します。

II-6 不法投棄等の監視指導及び支障除去対策の実施

産業廃棄物がいったん不法投棄されると原状回復は困難であり、周辺の自然環境や生活環境への支障が生じるおそれがあり、投棄された産業廃棄物の種類や性状によってはその影響は深刻となるため、不法投棄を未然に防止することが大切です。

また、廃棄物の不適正処理が行われた場合には、行為者に対して適正な処理を行う等の必要な指導を行うとともに、悪質な行為者に対しては、廃棄物処理法に基づく行政処分等を行います。

不法投棄等の不適正処理により県民の生活環境への支障が懸念されることから、行為者等に対して適正撤去を指導するとともに、行為者等が判明しない場合等で、著しい支障が認められる場合には、行政代執行による支障除去対策を実施します。

《主な取組》

○ 不法投棄等の監視指導体制の整備【廃棄物指導課】

不法投棄等の早期発見、早期対応を図るため、24 時間・365 日体制での監視パトロールの実施及び通報受付体制を整備するとともに、市町村職員への立入検査権限の付与などにより、市町村や関係機関と連携を図りながら不法投棄等の防止に努めます。

○ 不適正処理に対する指導の徹底等【廃棄物指導課】

不適正処理が行われた場合には、行為者に対して早急に適正な処理を行うよう指導を徹底するとともに、悪質な行為者等に対しては、行政処分を行い、その情報を公表します。

○ 不法投棄等廃棄物の撤去指導等の徹底及び支障除去対策の実施【廃棄物指導課】

廃棄物が不法投棄された場合には、その行為者・排出事業者の特定に努め、適正な管理の徹底、適正撤去、処分などの指導を行います。

また、不法投棄等の不適正処理された廃棄物が、周辺環境へ新たな支障を生じさせないように当該区域の状況を把握します。

行為者等による撤去が不可能となり、残存している不法投棄現場においては、環境調査等の結果、生活環境へ著しい支障が認められる場合、県が行為者等に代わって支障除去対策を実施します。

II-7 原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応

福島第一原子力発電所事故により発生した放射能濃度が 8,000Bq/kg を超え、環境大臣の指定を受けた指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特別措置法の規定により、国が責任をもって処理することとされています。平成 27 年 4 月に、国は、市町村長会議等での議論を経て確定された選定手法に基づき、長期管理施設の詳細調査候補地を選定しましたが、詳細調査が実施できない状況が続いています。

また、放射能濃度が 8,000 Bq/kg 以下の廃棄物については、一定の処理基準に則り、既存の最終処分場で処分できることとされていますが、放射能に対する処分場周辺の住民や事業者の不安などにより、最終処分が滞るケースが見受けられます。

放射性物質を含む廃棄物が、速やかに処理されるよう国に対して求めていくこと等により、適正かつ円滑な処理を促進します。

《主な取組》

○ 指定廃棄物の処理の促進【循環型社会推進課】

指定廃棄物について、国の責任において安全・安心かつ速やかに処理されるよう国に対して働きかけていくなど、処理の促進を図ります。

○ 放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の促進【循環型社会推進課】

放射性濃度が 8,000 Bq/kg 以下の廃棄物の安全性や処理方法について、国民の理解を得るため、正確かつ分かりやすい説明や普及啓発を行うなど、円滑な処理に向けた対策を講じるよう国に対して要望します。

II-8 処理困難物や高齢化社会等への対応

廃棄物の処理は、日々の生活や経済活動を支える重要な社会インフラであることから、災害時や感染症発生時においても、安定的な業務の継続が求められます。そのため、市町村においては、廃棄物処理事業継続計画を策定するなどして、処理体制を確保することが必要です。

6 展開する施策

近年では、リチウムイオン電池や太陽光パネル等の処理困難物が排出されており、今後、廃棄物処理体制への影響が懸念されます。市町村においては、民間事業者を活用するなどし、適正に処理する必要があります。

また、高齢化社会の進展に伴い、日々のごみ出しに課題を抱える世帯が増えてきており、こうした傾向は今後も続く見込まれます。さらに、使用済み紙おむつや在宅医療及び遺品整理等に伴って発生する廃棄物の増加も予想されるなど、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築が求められます。

《主な取組》

○ リチウムイオン電池等の処理困難物の適正処理【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

近年、リチウムイオン電池を使用した製品が増加しており、これらが廃棄物となって処理される際に火災事故等が発生しています。安全かつ適正に処理するためには、分別して排出されることが必要となります。

そこで、家庭から排出されるリチウムイオン電池については、市町村を通じ、県民に分別排出の徹底を周知するとともに、その他の処理困難物については、実態の把握に努め、必要な助言等を行います。

また、事業所等から排出されるリチウムイオン電池については、排出事業者等に対して研修会や立入検査等の機会を通じて、分別排出の徹底を周知します。

○ 太陽光パネルの適正処理【環境政策課、循環型社会推進課、廃棄物指導課】

太陽光発電の導入拡大に伴い、将来的に、太陽光パネルが大量に排出されることが懸念されます。また、鉛など有害物質を含有している可能性があることに留意し、適切に処理されることが必要です。

このため、使用済みとなったパネルのリユース、リサイクル及び適正な処分について、円滑に実施するための技術や仕組みなどを早期に確立するよう国に対して要望するとともに、県としても、関係者や先行事例等から情報を収集し、必要な対応について検討していきます。

○ 高齢化社会への対応【循環型社会推進課】

家庭からのごみ出しに係る支援の施策について、市町村の現状を把握するとともに、国のごみ出し支援のモデル事業や他地域の先進事例の情報を収集し、市町村等に対し情報提供等を行います。

また、今後増加が懸念される使用済み紙おむつや在宅医療、遺品整理等に伴って発生する廃棄物のリサイクルや適正処理について、必要な助言等を行います。

○ 廃棄物処理事業継続計画策定の促進【循環型社会推進課】

災害時や感染症発生時においても、安定的に廃棄物の適正処理を継続できるよう、市町村における廃棄物処理事業継続計画の策定に際して必要な助言等を行います。

Ⅲ 適正処理体制の整備



Ⅲ-1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理

市町村の一般廃棄物処理施設については、多くの施設で老朽化が進んでいます。ごみの排出状況や変化を踏まえつつ、地球温暖化対策に配慮した施設の整備・更新や適正な維持管理を進めていく必要があります。

《主な取組》

○ 省エネルギー・創エネルギーを念頭に置いた施設整備の促進【循環型社会推進課】

地球温暖化対策の観点から、焼却処理に伴い生じる熱エネルギーの有効利用を行う高効率なごみ発電施設や熱回収施設の導入を促進するとともに、発電した電気や回収した熱を地域で利活用する廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を促進します。

循環型社会形成推進交付金制度を活用したエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備や、CO₂排出量削減に向けた基幹的設備改良事業に関し、市町村への必要な情報の提供や助言を行います。

○ 市町村における廃棄物処理施設の整備の促進【循環型社会推進課】

ごみ処理に要する費用の縮減を図りつつ、既存の廃棄物処理施設の徹底した活用を図るため、市町村等が行う既存施設の計画的な整備や長寿命化工事に必要な情報の提供や助言を行います。

○ 一般廃棄物処理施設の適正な運営の確保【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

市町村等による一般廃棄物処理施設の運営に当たっては、生活環境への支障が生じないよう廃棄物処理施設における焼却灰や放流水等の分析検査、立入検査等により、施設の適正な運営が確保されていることを確認します。

○ 一般廃棄物処理施設の維持管理情報の公表【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

施設の維持管理情報等を公開することは、処理施設に対する県民の理解を得ることや不信感・不安感を払拭する上で大切なことです。廃棄物処理施設への立入検査等の機会を通じて、施設管理者等に対し積極的な情報公開を働きかけます。

III-2 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化

ごみ処理の広域化等については、平成9年に「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号）が国から通知され、県においては平成11年3月に、ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生防止やマテリアルリサイクル、サーマルリサイクルの推進等を目的とする「千葉県ごみ処理広域化計画」を策定しました。当該計画では、計画策定時に55施設ある焼却施設を、平成19年度までに40施設にすること等を目標としており、計画を基に施設の集約化等が進められた結果、令和2年度末現在、県内では41の焼却施設が稼働しています。

こうした中で、国から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号。以下、本項において「国の通知」という。）が通知され、市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、気候変動対策の推進、廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進、災害対策の強化等の様々な観点から、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方の検討が必要であることが示されました。

そこで、持続可能な適正処理の確保に向けた取組のひとつとして、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を促進します。

なお、本計画を「千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」として位置付けることとし、計画期間は国の通知を踏まえ、令和3年度から令和12年度末までの10年間とします。また、検討の対象とする処理・施設については、当面、焼却処理・施設を対象とします。

《主な取組》

○ 市町村等との意見交換【循環型社会推進課】

検討の対象となった市町村等と県とで意見交換を行うなどし、ごみ処理の広域化や施設の集約化の可能性を検討します。

なお、検討の対象とする市町村等については、今後10年間で処理施設（焼却施設）の更新等に向けた検討が開始されることが見込まれる市町村等としますが、市町村等から要望がある場合は、随時、検討対象とします。（表6-2-1、図6-2-1）

○ 計画の見直し【循環型社会推進課】

検討期間の中間年度にあたる令和7年度は次期廃棄物処理計画の策定年度となることから、令和7年度までの検討結果を踏まえて、本計画の見直しを行います。

表6-2-1 検討対象の市町村等

市町村・組合	施設稼働年
館山市	1984年
松戸市	1995年
習志野市	2002年
柏市	1991年, 2005年
勝浦市	1985年
市原市	1984年, 1994年
流山市	2004年
八千代市	1989年, 2001年
鎌ヶ谷市（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）	2000年
八街市	2002年
いすみ市	1994年
大多喜町	いすみ市に処理委託
御宿町	1984年
香取広域市町村圏事務組合	1996年
長生郡市広域市町村圏組合	1996年, 1999年
佐倉市、酒々井町清掃組合	1987年, 1990年, 2005年

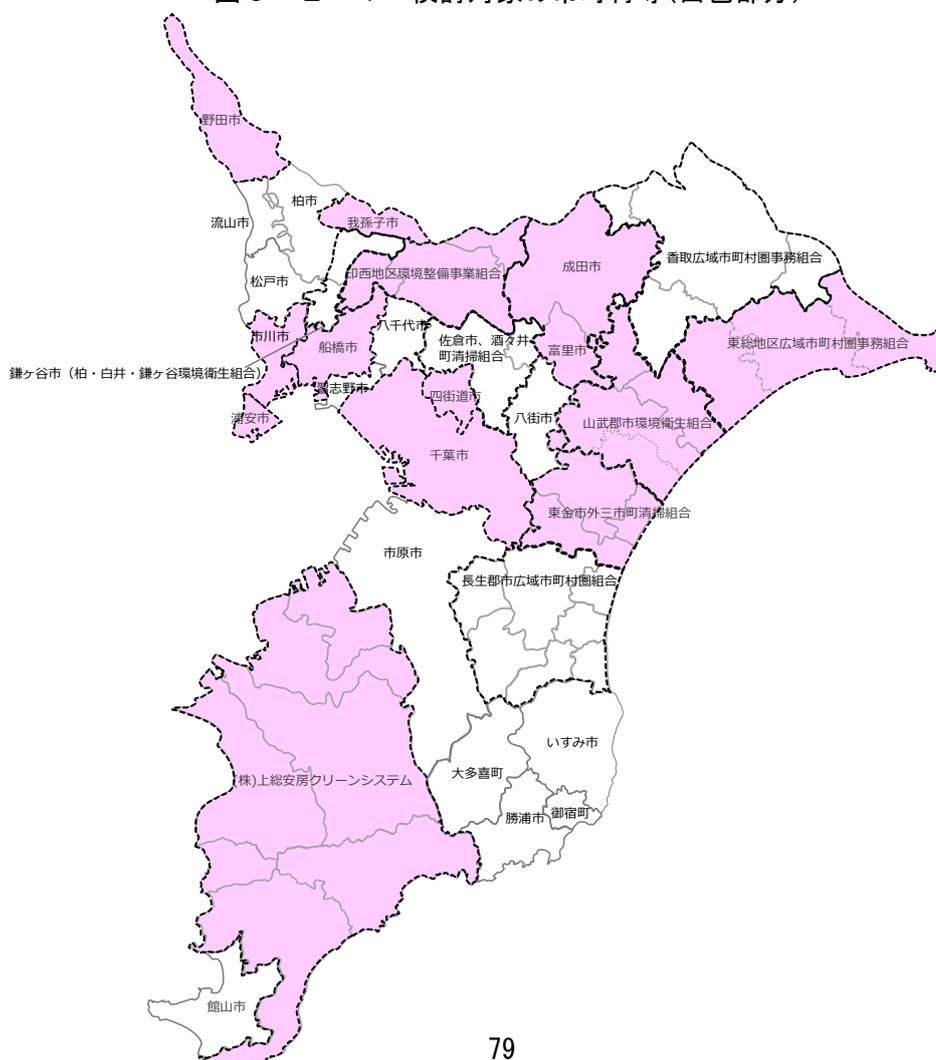
※ 市町村等が設置するごみ処理施設等については、老朽化が進んでいるものや設置して間もないものなど様々な状況にあることから、検討の対象とする市町村等については、今後10年間で処理施設（焼却施設）の更新等に向けた検討が開始されることが見込まれる市町村等を検討の対象として抽出しました。

※ 具体的には、以下のいずれかに該当する市町村等以外を対象としました。

① 2010年度以降に設置された施設を有している市町村等。

② 新設または改良工事（2041年度以降まで共用するもの。）が予定されており、既に調査や工事に着手済み、又は、令和3年度の循環型社会形成推進交付金を要望済みの市町村等。

図6-2-1 検討対象の市町村等(白色部分)



III-3 産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理

産業廃棄物処理施設は、適正な廃棄物処理を確保する上で必要な施設であり、安全性を確保しつつ適切に整備されるとともに、生活環境への支障が生じないように適正な維持管理を行う必要があります。

また、循環型社会の構築にもつながる熱回収による廃棄物処理の促進が必要です。

産業廃棄物処理施設の設置に係る手続きを適切に行うとともに、適正な維持管理を確保するため、事業者に対し立入検査や必要な指導等を行います。

《主な取組》

○ 熱回収が可能な施設に係る認定制度の普及促進【廃棄物指導課】

産業廃棄物の焼却施設については、適正処理の確保を基本としつつ、地球温暖化対策の視点を踏まえ、循環型社会の構築に資するため熱回収施設認定制度の周知を図っています。県ホームページでの制度の情報提供を行うなど、今後も熱回収施設の促進に向けた制度の普及啓発に努めます。

○ 産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の確保【廃棄物指導課】

産業廃棄物処理施設については、設置又は変更時の使用前検査や法に定める構造基準等の適合状況を定期的に確認する定期検査のほか、処分業許可の更新時等に行う立入検査により適正な維持管理の確保を図ります。

○ 維持管理情報の公表【廃棄物指導課】

施設の維持管理情報等を公開することは、処理施設に対する県民の理解を得ることや不信感・不安感を払拭する上で大切なことです。廃棄物処理施設への立入検査等の機会を通じて施設管理者等に対し積極的な情報公開を働きかけます。

III-4 県全体における適正処理体制の整備

一般廃棄物の処理については市町村が主体であり、市町村等で焼却施設や資源化施設、最終処分場といった廃棄物処理施設の整備が行われていますが、資源化施設や最終処分場がない市町村においては、民間処理施設を活用することで適正処理体制を確保しています。

また、国において、家庭から排出されるプラスチック資源の一括回収等が検討されるなど、今後の制度改正等によっては、市町村における資源化施設の強化等が求められます。

さらに、近年自然災害が頻発する中、災害廃棄物は一般廃棄物に分類されることから、市町村においては大量に発生することが想定される災害廃棄物についても、その適正処理が求められます。令和元年度の一連の災害で発生した大量の災害廃棄物については、円滑な処理を進めるため、市町村等の施設だけではなく、産業廃棄物処理業者の資源化施設や最終処分場を活用した処理を行ったところです。

このように、市町村においては、様々な課題に対応しながら、適正処理体制を確保することが求められます。

また、産業廃棄物処理施設については民間事業者による整備が基本ですが、適正処理や

資源化が困難な廃棄物の処理施設や、中小事業者のための処理施設等については、行政が関与した施設整備もひとつの選択肢と考えられます。

現在、富津市内に一般財団法人千葉県まちづくり公社が運営する公共関与の最終処分場（以下、本項において「富津地区処分場」という。）があり、中小事業者が排出した産業廃棄物等の埋立処分をしています。

《主な取組》

○ 一般廃棄物処理体制の検討【循環型社会推進課】

一般廃棄物の適正処理体制を整備する上では、市町村単独での処理だけではなく、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化等、市町村間での協力・連携した処理体制や民間施設の活用も考えられます。

県、市町村、廃棄物処理業者とで、一般廃棄物処理体制における課題や問題意識の共有を図り、新たな課題等の解決策や望ましい一般廃棄物処理体制等について検討します。

○ 公的関与の可能性の検討【循環型社会推進課】

産業廃棄物の再生利用や減量化の進展により最終処分量は減少傾向にありますが、適正処理を確保するうえで、最終処分場については今後も整備が必要となる施設です。県内の産業廃棄物最終処分場の残余容量の状況などから、すぐに逼迫する状況にはなく、現時点で行政が関与した最終処分場の整備の必要性は低い状況ですが、計画段階から設置までに時間を要することや、大量の災害廃棄物が発生した場合は残余容量が大きく減少する可能性があること等を踏まえ、新たな施設整備の計画や残余容量の状況等を継続的に把握するとともに、公的関与による施設整備の可能性について、産業界の意見を聴きながら必要な検討を行います。

また、中小事業者が排出する産業廃棄物の長期安定的な埋立処分先となるよう、富津地区処分場の延命化についても検討します。

○ 県外から搬入される産業廃棄物の適正処理の推進【廃棄物指導課】

「県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」に基づき、県外の排出事業者に対し県外産業廃棄物の千葉県内での最終処分について事前協議等を求めることにより、事業者責任を明確にして、産業廃棄物の適正処理を図るとともに、最終処分業者による処分計画書の作成等により計画的な処理を促進します。

III-5 施策や制度の実施に関する国への提案・要望【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

廃棄物の適正処理を進める上で、新たな施策や制度が必要と考えられる場合には、近隣県や九都県市首脳会議などの関係団体と情報を共有、協力し、必要な制度改正や予算確保などについて、国等に対して提案・要望を行います。



IV 万全な災害廃棄物処理体制の構築

IV-1 平時からの備えの強化

災害時には、大量の廃棄物が発生するとともに、情報の伝達手段の途絶や処理施設の故障・緊急停止等のほか、道路脇等への不適正排出の増加などが生ずるおそれがあります。

令和元年の房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨では、家屋損壊や浸水、土砂災害等により多様な災害廃棄物が大量に発生しました。

これらを踏まえ、災害発生時においても円滑な廃棄物処理が行えるよう、平時から災害による影響を想定し、災害廃棄物の処理体制の整備や国や近隣都県、市町村、廃棄物処理業者等との連携等を進めます。

〈主な取組〉

○ 一般廃棄物処理施設の強靱化【循環型社会推進課】

電力や熱供給設備を備える廃棄物処理施設等については、復旧活動の基礎となる施設としての役割も求められています。

また、自立分散型の電力供給や熱供給等による地域の防災拠点として十分に機能するため、一般廃棄物処理施設の耐震化や浸水対策等の整備に係る交付金の活用等について、市町村に対する助言・情報提供等の支援を行います。

○ 市町村における初動対応力の強化【循環型社会推進課】

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、初動時の対応が重要であり、そのためには平時の備えとして、仮置場予定地等を検討した災害廃棄物処理計画を策定しておく必要があることから、県内全市町村において、実効性のある計画が策定されるよう、支援を行います。

○ 人材の育成・確保【循環型社会推進課】

災害廃棄物処理計画や最新の知見について、平常時から県及び市町村職員に周知するとともに、災害時に県や市町村が策定している処理計画やマニュアルが有効に活用されるよう研修会等を継続的に行います。

また、国が設立した災害廃棄物処理支援員制度を活用し、県及び県内市町村等における災害廃棄物処理を経験した職員を登録するとともに、県内で大規模災害が発生した場合には、本制度に基づく支援体制を構築できるよう、人材を確保します。

○ 仮置場の検討【循環型社会推進課】

市町村に対し災害廃棄物発生量等に応じた仮置場候補地の確保を促進するとともに、市町村の想定を超える災害の発生等により、被災市町村での対応が困難な場合は、県有地を仮置場とする可能性も踏まえ、関係部局との調整を行い、候補地を選定します。

○ 千葉県災害廃棄物処理計画の見直し【循環型社会推進課】

災害廃棄物について、適正かつ円滑・迅速に処理するため、平時の備え（体制整備等）、災害応急対策、復旧・復興対策等に必要な事項をとりまとめた千葉県災害廃棄物処理計画を平成30年3月に策定しています。

関係法令等の改正、災害廃棄物処理における新たな課題や経験・知見等を踏まえ、適宜見直しを行います。

○ 関係団体との協定の見直し【循環型社会推進課】

災害時の支援協定を締結している千葉県産業資源循環協会、千葉県解体工事業協同組合及び千葉県環境保全センターと意見交換等を実施し、発災時の連絡先や課題及び連携体制等について検討し、必要に応じて見直しを行います。

○ 広域処理体制の整備【循環型社会推進課】

発災時に災害廃棄物処理のための広域連携体制を構築できるよう、大規模災害廃棄物対策関東ブロック協議会を通じて、近隣都県や国等と連絡調整、情報収集及び協力体制を整備します。

IV-2 発災時の迅速な対応

発災時には、初動期の対応が重要であり、千葉県災害廃棄物処理計画、千葉県地域防災計画等に基づき、安全かつ適切な廃棄物処理体制を迅速に整えることができるよう、被災市町村の状況の把握とともに、関係団体への支援要請等を行います。

また、災害廃棄物の処理においては、減量化・資源化を推進し、最終処分量を低減するとともに、適切な処理を維持した上で、短期間での処理の完了を目指します。

《主な取組》**○ 廃棄物処理支援【循環型社会推進課】**

県内の被災市町村に対して災害廃棄物の処理に関する支援・助言を行うとともに、市町村が災害廃棄物処理実行計画を策定する際に技術的な支援を行います。

また、県内市町村の被災状況を踏まえ、県実行計画を策定します。

○ 協力体制の構築【循環型社会推進課】

県内市町村の被災状況等について情報収集を行い、災害廃棄物の発生量や仮置場及び処理施設の状況、被災市町村からの要請等に基づき、県内他市町村や協定締結団体等への支援要請及び調整を行います。

また、広域処理が必要な場合には、国や他都道府県と協議の上、調整を行います。